



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次

○ 告示

- 787 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請
(県民生活課)
- 788 クリーニング師の研修の指定 (食品・生活衛生課)
- 789 クリーニング所の業務従事者講習の指定
(")
- 790 生活保護法による指定医療機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 791 " (")
- 792 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 793 " (")
- 794 保安林の指定施業要件変更 (森林整備課)
- 795 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 796 " (")

○ 監査公表

監査公表第22号

告 示

和歌山県告示第787号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年7月29日まで縦覧に供する。

平成21年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成21年5月29日
- 2 名称
特定非営利活動法人リトルハンド
- 3 代表者の氏名
田中康嗣
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県橋本市隅田町真土187番4号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、介護や福祉を必要とする高齢者及び障害者、ならびにその家族等に対して、介護や福祉に関する事業を行い、社会的弱者と言われるような方々が、地域社会の中

で孤立したり、各種の弊害を受けることのないように、各々がパートナーシップの立場に立ち、心のバリアフリー、ノーマライゼーションの理論を実践することにより、地域ぐるみでの介護や福祉を通じた町作りを為すことにより、より人間らしい思いやりを育み、分かち合う事で、社会に貢献、地域住民に寄与すること並びに、次代を担う地域における青少年の健全育成を念頭に置いた活動等を主たる目的とする。

和歌山県告示第788号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

平成21年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
平成21年10月11日（日）	有田市文化福祉センター （有田市箕島27番地）
平成21年11月1日（日）	御坊商工会議所 （御坊市蘭350番地28）

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第789号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

平成21年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日

- (1) 講習受付期間 平成21年8月20日から同年9月11日まで
- (2) レポート提出締切年月日 平成21年11月13日

3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第790号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南歯 1-26	今西歯科医院	海南市溝ノ口323	平成 8.8.1
那歯 22-37	北村歯科医院	紀の川市貴志川町北810	平成 18.10.31

和歌山県告示第791号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊薬 15-6	ヒラノ薬局	伊都郡高野町高野山730	平成 21.4.11

和歌山県告示第792号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊歯 34-21	田村歯科クリニック	伊都郡かつらぎ町笠田東103-6	平成 8.9.1
海南歯 39-21	今西歯科医院	海南市溝ノ口323	平成 8.8.1
紀歯 2-21	北村歯科医院	紀の川市貴志川町北810	平成 18.11.1

和歌山県告示第793号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊薬 32-21	ヒラノ薬局	伊都郡高野町高野山730	平成 21.4.11

和歌山県告示第794号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字川合字南谷130の1・130の2・130の3・130の4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、130の5から130の35まで、130の36（次の図に示す部分に限る。）、130の37から130の135まで、131の1から131の4まで、字中尾谷132の1（次の図に示す部分に限る。）、132の2、132の3、132の4・132の5・132の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、132の7から132の9まで、132の10・132の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、132の12から132の20まで
 - 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第795号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	指 定 位 置	申 請 者 所 住 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3008	岩出市根来字中溝956番の一部、967番2の一部、972	和歌山市黒田80番地1 東不動産株式会社	平成 21.6.10	5.00	87.50

番の一部、里道、水路	代表取締役 東行男			
------------	--------------	--	--	--

和歌山県告示第796号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申請者 住 所 氏 名	指 定 年月日	道 路	
				幅 員	延 長
				メートル	メートル
3051	海南市大野中字宮ノ前696番1の一部、696番7の一部	和歌山市三葛321番地の3株式会社住まいるの情報センター 代表取締役 九鬼章郎	平成21.6.10	6.00	36.35

監 査 公 表

和歌山県監査公表第22号

平成21年1月7日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年6月19日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 花 田 健 吉
和歌山県監査委員 原 日出夫

日高振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成20年11月26日

(2) 監査の結果

ア 不動産登記等業務委託において、平成19年4月1日に締結した「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づく調査業務及び測量業務において地域区分及び難易度による加減率（70%～170%）等が適用されていない箇所が見受けられたので、早急に是正するとともに、今後も履行確認の検査を徹底されたい。

イ 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成19年度末で約959万円となっており、前年度に比し、約29万円減少している。

県営住宅委託管理人とも連携し、未収金の回収に努力されているところであるが、今後とも、新たな滞納を防止するとともに、未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 現在、「不動産登記等業務委託単価契約書」に基づく調査業務及び測量業務においては、地域区分及び難易度による加減率を適用し、適切に執行している。

また、検査体制についても、課長検査の前段階で担当グループリーダーによる事前チェック体制の整備等検査体制の強化を図った。

イ 土木使用料（公営住宅）の未収金については、県営住宅委託管理人との未納者の状況把握協議の回数を増やして連携強化（1回/月→1回/週）を図り、その協議を基に電話督促、納付書（督促文付）の送付及び徴収訪問を行って債権管理に努めることとした。